

改正後	改正前
個⑥032-2 相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の金額の計算書【書き方】 書 き 方 1 この計算書は、相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得のある方が、所得税法施行令第185条第1項又は第186条第1項に基づき、「旧相続税法対象年金」に係る雑所得の金額を計算し、確定申告書を提出する場合に使用します。 ※ 「旧相続税法対象年金」とは、その年金に係る権利につき平成22年度改正前の旧相続税法第24条の規定の適用があるものをいいます。 2 この計算書の本表及び別表は、次により記載してください。 また、相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の支払を複数受けている方は、その年金ごとにこの計算書を作成してください。 【計算書（本表）】 (1) 「1 保険契約等に関する事項」欄 イ 「①」欄は、あなたが最初に年金の支払を受けた日の属する年を書きます。 ロ 「②」欄は、別表1により求めた年金の残存期間等を書きます。 ハ 「③」欄は、別表1により計算した年金の支払総額（見込額）を書きます。 ニ 「④」欄は、年金支払総額(注)に占める保険料又は掛金の総額の割合を書きます。 なお、小数点以下2位まで算出し、3位以下を切り上げます。 (注) 年金支払総額は、すでに被相続人等の方が支払を受けた年金の額も含まれます。したがって、被相続人の方が支払を受けていた年金をあなたが継続して支払を受ける場合には、③の金額と異なることとなります。 (2) 「2 所得金額の計算の基礎となる事項」欄 イ 「⑤」欄は、「(表)年金の残存期間等に応じた割合」により求めた割合を書きます。 ロ 「⑦」欄は、別表4により計算した単位数を書きます。 ハ 「⑧」欄は、小数点以下を切り捨てます。 (3) 「3 各年分の雑所得の金額の計算」欄 イ 「⑫」欄は、⑧×⑪を書きます。 ただし、その金額が、各年に支払を受ける年金額以上となる場合は、別表5により計算した金額を書きます。 ロ 「⑬」欄は、年金の支払が月払等で行われている場合にのみ使用します。 具体的には、②の年数に応じ、次により計算した金額を書きます。 (i) ②の年数が、10年以下である場合 - 年金の受給が終了する年以外の年 ……「⑫－⑧×（1年間の支払回数－最初に年金の支払を受けた年の支払回数）／1年間の支払回数」 - ただし、「⑨－①＋1」（又は「⑨＋64－①」）が②の年数を超える年以後、年金の受給が終了する年の前年までは、「⑫の金額」を書きます。 - 年金の受給が終了した年 ……「⑫×（その年の支払回数／1年間の支払回数）」 (ii) ②の年数が、11年以上である場合 ⑪の単位数が最初に本表(注2)の上限と同じになる年(「特定期間終了年」)までの年 ……「(i)で計算した金額」 - 特定期間終了年後、年金の受給が終了する年の前年まで ……「⑫の金額」 - 年金の受給が終了した年 ……「⑫×（その年の支払回数／1年間の支払回数）」 ハ 「⑯」欄は、⑬に金額の記載がある場合には、次により計算した金額を書きます。 「⑨－①」（又は、「⑨＋64－①－1」）が、②に満たない年 ……「⑬×④」 「⑨－①」（又は、「⑨＋64－①－1」）が、②と同じで、かつ、その後も継続して年金の支払を受けることとなる年 ……「⑬×④×（1年間の支払回数－最初に年金の支払を受けた年の支払回数）／1年間の支払回数」 「⑨－①」（又は、「⑨＋64－①－1」）が、②と同じで、かつ、年金の支払が終了した年 ……「⑬×④」 「⑨－①」（又は、「⑨＋64－①－1」）が、②を超える年 ……「0」 ニ 「⑬」欄及び「⑯」欄は、「⑫」欄と「⑬」欄の両方に記載がある場合には、「⑬」欄の金額を基に計算を行います。 なお、「⑯」欄の金額に小数点以下の端数が生じたときは、これを切り上げます。 (注) 年金の支払開始日以後に分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金(以下「剰余金等」といいます。)の額は、年金の額とは別に各種の計算をすることとされていますが、各年に支払を受ける金額について、年金の額と剰余金等の額を区分できないときは、年金の額に剰余金等の額を含めて各種の計算をして差し支えありません。 なお、この場合、「⑭」欄の記載は省略します。 【計算書（別表）】 (1) 「別表1 本表②及び本表③の年数等」 イ 年金の種類に応じ次を記載します。 確定年金又は確定型年金 …… 年金の残存期間 終身年金 …… 相続等の時の年齢に応じた年数(※) 特定終身年金 …… 相続等の時の年齢に応じた年数(※)、保証残存期間 有期年金 …… 年金の残存期間、相続等の時の年齢に応じた年数(※) 特定有期年金又は特定有期型年金 …… 年金の残存期間、相続等の時の年齢に応じた年数(※)、保証残存期間 ※ 相続等の時(年金の支払開始日)の年齢を別表2に当てはめて男女の別により求めた年数 ロ 下段の表中で、bとcの年数を比較する場合において、別表3の組合せに当てはまるときは、表の下の算式により計算をした金額を計算書(本表)の⑬欄に書きます。 なお、別表3の年数が30年を超える場合の組合せについては、税務署におたずねください。 (2) 「別表5 本表⑫の金額」 「各年の年金支払額」には、各年において実際に支払を受けた年金額を書きます。	個⑥032-2 相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の金額の計算書【書き方】 書 き 方 1 この計算書は、相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得のある方が、所得税法施行令第185条第1項又は第186条第1項に基づき、「旧相続税法対象年金」に係る雑所得の金額を計算し、確定申告書を提出する場合に使用します。 ※ 「旧相続税法対象年金」とは、その年金に係る権利につき平成22年度改正前の旧相続税法第24条の規定の適用があるものをいいます。 2 この計算書の本表及び別表は、次により記載してください。 また、相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の支払を複数受けている方は、その年金ごとにこの計算書を作成してください。 【計算書（本表）】 (1) 「1 保険契約等に関する事項」欄 イ 「①」欄は、あなたが最初に年金の支払を受けた日の属する年を書きます。 ロ 「②」欄は、別表1により求めた年金の残存期間等を書きます。 ハ 「③」欄は、別表1により計算した年金の支払総額（見込額）を書きます。 ニ 「④」欄は、年金支払総額(注)に占める保険料又は掛金の総額の割合を書きます。 なお、小数点以下2位まで算出し、3位以下を切り上げます。 (注) 年金支払総額は、すでに被相続人等の方が支払を受けた年金の額も含まれます。したがって、被相続人の方が支払を受けていた年金をあなたが継続して支払を受ける場合には、③の金額と異なることとなります。 (2) 「2 所得金額の計算の基礎となる事項」欄 イ 「⑤」欄は、「(表)年金の残存期間等に応じた割合」により求めた割合を書きます。 ロ 「⑦」欄は、別表4により計算した単位数を書きます。 ハ 「⑧」欄は、小数点以下を切り捨てます。 (3) 「3 各年分の雑所得の金額の計算」欄 イ 「⑫」欄は、⑧×⑪を書きます。 ただし、その金額が、各年に支払を受ける年金額以上となる場合は、別表5により計算した金額を書きます。 ロ 「⑬」欄は、年金の支払が月払等で行われている場合にのみ使用します。 具体的には、②の年数に応じ、次により計算した金額を書きます。 (i) ②の年数が、10年以下である場合 - 年金の受給が終了する年以外の年 ……「⑫－⑧×（1年間の支払回数－最初に年金の支払を受けた年の支払回数）／1年間の支払回数」 - ただし、「⑨－①＋1」（又は「⑨＋64－①」）が②の年数を超える年以後、年金の受給が終了する年の前年までは、「⑫の金額」を書きます。 - 年金の受給が終了した年 ……「⑫×（その年の支払回数／1年間の支払回数）」 (ii) ②の年数が、11年以上である場合 ⑪の単位数が最初に本表(注2)の上限と同じになる年(「特定期間終了年」)までの年 ……「(i)で計算した金額」 - 特定期間終了年後、年金の受給が終了する年の前年まで ……「⑫の金額」 - 年金の受給が終了した年 ……「⑫×（その年の支払回数／1年間の支払回数）」 ハ 「⑯」欄は、⑬に金額の記載がある場合には、次により計算した金額を書きます。 「⑨－①」（又は、「⑨＋64－①－1」）が、②に満たない年 ……「⑬×④」 「⑨－①」（又は、「⑨＋64－①－1」）が、②と同じで、かつ、その後も継続して年金の支払を受けることとなる年 ……「⑬×④×（1年間の支払回数－最初に年金の支払を受けた年の支払回数）／1年間の支払回数」 「⑨－①」（又は、「⑨＋64－①－1」）が、②と同じで、かつ、年金の支払が終了した年 ……「⑬×④」 「⑨－①」（又は、「⑨＋64－①－1」）が、②を超える年 ……「0」 ニ 「⑬」欄及び「⑯」欄は、「⑫」欄と「⑬」欄の両方に記載がある場合には、「⑬」欄の金額を基に計算を行います。 なお、「⑯」欄の金額に小数点以下の端数が生じたときは、これを切り上げます。 (注) 年金の支払開始日以後に分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金(以下「剰余金等」といいます。)の額は、年金の額とは別に各種の計算をすることとされていますが、各年に支払を受ける金額について、年金の額と剰余金等の額を区分できないときは、年金の額に剰余金等の額を含めて各種の計算をして差し支えありません。 なお、この場合、「⑭」欄の記載は省略します。 【計算書（別表）】 (1) 「別表1 本表②及び本表③の年数等」 イ 年金の種類に応じ次を記載します。 確定年金又は確定型年金 …… 年金の残存期間 終身年金 …… 相続等の時の年齢に応じた年数(※) 特定終身年金 …… 相続等の時の年齢に応じた年数(※)、保証残存期間 有期年金 …… 年金の残存期間、相続等の時の年齢に応じた年数(※) 特定有期年金又は特定有期型年金 …… 年金の残存期間、相続等の時の年齢に応じた年数(※)、保証残存期間 ※ 相続等の時(年金の支払開始日)の年齢を別表2に当てはめて男女の別により求めた年数 ロ 下段の表中で、bとcの年数を比較する場合において、別表3の組合せに当てはまるときは、表の下の算式により計算をした金額を計算書(本表)の⑬欄に書きます。 (2) 「別表5 本表⑫の金額」 「各年の年金支払額」には、各年において実際に支払を受けた年金額を書きます。